

請願第1号「生駒市議会の運営及び議員活動に係る基本条例（案）に関する請願書 ①」の賛成討論をいたします。

「生駒市議会の運営及び議員活動に係る基本条例」を略して「議会基本条例」とします。

さて、請願第1号に賛成する理由を述べる前に、賛成する理由の根拠を3つ述べます。これは、今議会に提出されている議会基本条例（案）に関するすべての請願に共通するものです。

まず、賛成する理由の根拠の1つ目は、今回提出されている4つの請願は、いずれも、議会基本条例に関するパブリックコメントで市民から提出された59件に及ぶ意見をほぼ集約したものとみなすことができるということです。つまり、この4つの請願内容こそ、市民が議会基本条例に盛り込めと要請しているものといえます。

賛成する理由の根拠の2つ目です。議会基本条例（案）では「この条例は、議会における最高規範であって、この条例に反する条例、規則、規程等を制定してはならない。」とあります。議会基本条例のように他の条例に優越する条例を最高規範といいます。最高規範が、同じ条例でありながら他の条例に優越する由来は、他の条例は市民が議員に信託してつくったものであるのに対して、市民が自らつくったというところにあります。市民が自らつくるといえるのは具体的にどういうことか。最高規範である生駒市自治基本条例の作り方がそれです。生駒市自治基本条例、略して自治基本条例は、約30人の市民代表が参加する市民自治検討委員会が、10回の検討会、29回の部会、8箇所・8回のタウンミーティング、抽出1000人アンケート、そしてパブリックコメントを実施してつくりました。このように、市民が直接意見を述べる機会を数多く設け、そこで出された市民の意見をもとに条例を作っていく。これが市民が自らつくるといえることです。このようにしてつくられたからこそ自治基本条例は最高規範としての正統性を持ちえているのです。ひるがえって、議会基本条例のつくりかたはどうでしょうか。自治基本条例のような作り方はされていません。まず案を議会がつくり、そのあと、その案を市民に説明して意見を聴くとやり方です。このやり方も必ずしも誤りではありませんが、市民の意見をしっかりと聴いて受けとめ、市民の意見を反映した議会基本条例を制定しなければ、それは議会がかってにつくったものであるとして最高規範としての正統性を持つことはできません。また、本来の議会基本条例、つまり正当な議会基本条例は「私たちは議会の運営や議員活動をこのようにしますと議員が表明するもの」ではなく、「議会の運営や議員活動はかくあるべきだと市民が規定するもの」です。市民の意見をしっかりと聴いて受けとめ、市民の意見を反映した議会基本条例でなければ、それは議会がかってにわれわれはこうしますと述べたものに過ぎず、本来の議会基本条例、つまり正当な議会基本条例とはなりません。パブリックコメントで市民から提出された意見、それを集約したというべき4つの請願を受け入れることなくして、最高規範であり、そして正当な議会基本条例を制定することはできません。

賛成する理由の根拠の3つ目です。議会は議論の場であります。議論を闘わせて最良の政策を探ることこそ、民主主義であります。民主主義は「議論による政治」です。とことん議論することが、民主主義の根幹です。議会を民主主義の場とするためには、市長等と議員、市民と議員、議員と議員の議論の場としなければなりません。議会を、市長等・議員・市民の3者が活発に議論を展開する「真の議論の場」としなければなりません。

以上の3つに立脚して、「請願提出者から申出があったときは、特段の理由がない限り、提出者の意見を聴く機会を設ける」との条文を議会基本条例（案）に追記することを求める本請願の賛成理由を述べます。

パブリックコメント資料の議会基本条例（案）第4条についての【解説】によれば、請願者は委員会で求められなければ議会に出席できません。議会を「市民と議員の議論の場」とするためには請願者が希望すれば出席できるようにすることが必要です。それを否定することは、議会を議論の場にするのに背を向けていることになります。

また、請願者が希望すれば出席できることが、議会基本条例（案）の第2条1項でいう「市民参加を進め、市民に開かれた議会運営を行う」ために不可欠です。

請願権は憲法第16条で明記された国民の権利であり、それを尊重する姿勢があるのであれば、請願者が希望すれば、趣旨説明及び議員との質疑応答をすることができるようにするのは当然のことです。そうしなければ、請願権を尊重する姿勢がないことになります。

以上から、本請願が求める追記をすることなくして市民の納得が得られる議会基本条例（案）となり得ないという理由により本請願に賛成するものであります。

パブリックコメントにおいても「請願者の希望に基づく意見陳述」を認めることを求める意見が多く提出されております。議員の皆様におかれましては、その意見をしっかりと受け止めていただき、本請願に賛成いただきますようお願いいたします。

請願第2号「生駒市議会の運営及び議員活動に係る基本条例（案）」に関する請願書 ②」の賛成討論をいたします。

「生駒市議会の運営及び議員活動に係る基本条例」を略して「議会基本条例」とします。

さて、本請願に賛成する理由の根拠は、請願第1号の賛成討論で述べたのと同じ3つであります。それは端的にいうと、1つ目は、今回の請願はパブリックコメントで提出された意見を集約したものであるとみなすことができること。2つ目は、パブリックコメントで提出された意見とそれを集約したものというべき請願をしっかりと受けとめ反映させることなくして、最高規範であり、そして正当な議会基本条例を制定することはできないこと。3つ目は、議会を「真の議論の場」としなければならないこと、です。

この3つを根拠として、本請願の賛成理由を申し述べます。

この請願は、「議員が自由に討議することにより議論を尽くして結論を出すように努める」ことを重視することの視点が議会基本条例（案）では弱いことを指摘し、その弱点の克服を求めています。それがなされることで、議員と議員の議論の活発化が期待できる議会基本条例（案）とすることができます。

また、議員相互の議論の活発化を通して議会を真の議論の場に高めていくことは、パブリックコメントで提出された市民の意見でもあります。

以上から、議員が自由な討論を行い、議論を尽くすことの明文化を求める本請願に賛成するものであります。

議員の皆様におかれましては、市民の意見をしっかりと聴き受け止めていただき、議会基本条例（案）をよりよきものにしようとする本請願の積極的な意義をご理解いただき、本請願に賛成いただきますようお願いいたします。

請願第3号「生駒市議会の運営及び議員活動に係る基本条例(案)に関する請願書 ③」の賛成討論をいたします。

この請願は、いわゆる「反問権」に関する請願です。

「生駒市議会の運営及び議員活動に係る基本条例」を略して「議会基本条例」とします。

さて、議会は議論の場であります。議論の質を高めるためには、「議員と市長等」との双方向のやり取りが必須であります。議会を「真の議論の場」とするためには市長等の反問権は不可欠です。本請願が求めている、市長等が議員の質問に対して論点及び争点を明確にするための質問をすることが出来るという「反問権」を認めないとすれば、議会は市長等との議論の活発化を否定していることとなります。

議会基本条例(案)では「反問権」を認めていませんが、その理由は何なのでしょう。

今年2月2～3日に市民懇談会が開催されました。それを受けてまとめられた「市民懇談会での意見等への対応一覧」には、議会が市長等の反問権を認めない理由が次のように述べられています。「行政と議会とで情報量に大きな格差があり、議会と行政が対等に議論を行うためには、行政が把握している全ての情報を議会が把握している必要があります。それができない中で、反問権が行えることになると、議会の重要な役割である行政に対する監視が充分に行えないとの判断があり、導入しないこととなりました。」以上のように述べられています。しかし、情報量の格差を理由に議員が市長等との議論を回避するのは、「議員と市長等」の議論にしり込みしているといわざるを得ません。議員・議会は、把握している情報が少ないと判断すれば、市長等にそれを求めればよいのです。それで不十分であれば、情報入手に努めればよいのです。そのために、「情報公開制度による開示請求」「地方自治法第100条の規定に基づく調査権(いわゆる、100条調査権)」「地方自治法第98条第1項の検査権」があります。更に、「政務活動費を活用した調査」や「議員派遣による調査」を行えば市長等を凌駕する情報さえ得られます。これらを活用・実施すれば十分に必要な情報を得ることができます。これらを、しっかりとやっていない、しっかりとやろうとしない、から情報量の格差というものを持ち出すことになるのではないのでしょうか。

また、今年4月27日に開催された「生駒市議会の運営及び議員活動に係る基本条例(案)等説明会」では、議会が市長等の反問権を認めない理由として「情報量格差というのは、即時性の問題もある。行政はすぐに情報を示してくれないので議会と行政は対等には決してなれない」ということが述べられました。これは、言い換えると「行政はすぐに情報を示してくれないので対等にはなれないから反問権は認めないままで、つまり、それ以上の深い議論はしないままで議案審査等をする」ということとなります。市長等がすぐに議案審査等に必要な情報を示さないのであれば、それが示されるまで審議等を中断する、または継続審査等する、など対処方法はいくらでもあります。従って、即時性の情報量格差も「反問権」を否定できる理由とはなりません。

相手が把握している全ての情報を把握していなければ議論ができないとするのはあまりにも後ろ向きの態度です。相手と同量の情報を持っていなければ議論できなくなれば議論などできません。議論には瑣末な情報など不要です。議論するのに求められるのは、実りある議論を実現するために必要な重要な情報です。それを引き出し議論に持ち込むことこそ議員の任務です。重要な情報を引き出すことなくして行政に対する「監視」も出来ません。

なお、議会基本条例(案)の条文では「監視」という語句が5箇所も使用されています。市長等からの反問を受けることを回避して適切な監視ができるのでしょうか。「反問権を認めることなき監視」は、一方的で不適当な市長等への非難・責めの追及となる恐れがあります。

議会基本条例(案)の第9条(つまり、「市長等による政策の説明等」の条文)では、議会は情報量の格差を埋めるために市長等に情報提供をさせることを制度化しています。すなわち、1項～3項で「市長等が議会に政策提案するときは必要情報の提供、予算議案提出をするときは政策説明資料の提出、決算議案提出をするときは説明資料の提出、をしよう求める」とし、4項で「1項～3項の規定に反する場合は、必要な情報を明らかにしよう説明資料の提出を求めることができる」としています。このように一方では、法制的には削除したほうが良いと指摘されている4項、つまり「規定違反時の処置条文」までわざわざ設けるほどの周到さで市長等に情報提供を課しながら、他方では「情報量に大きな格差」があるとの理由で反問権を認めないのは理解できません。このように議会基本条例(案)は、市長等に多くの課題や負担・義務を課しながら自分たち、つまり、議会・議員には「マイルドな」、つまり、しんどいことは避ける、ものだとの批判を招くものになっています。かかる批判の原因は取り除かねばなりません。

以上から、「反問権」を認めることを求める本請願に賛成するものであります。

議員の皆様におかれましては、パブリックコメントで50件もの「反問権」を認めることを求める意見が提出されたことをしっかりと受け止めていただき、「反問権」を認めることを求める本請願に賛成いただきますようお願いいたします。

請願第4号「生駒市議会の運営及び議員活動に係る基本条例（案）に関する請願書 ④」の賛成討論をいたします。

「生駒市議会の運営及び議員活動に係る基本条例」を略して「議会基本条例」とします。

さて、請願第4号に賛成する理由の根拠も、請願第1号の賛成討論で述べたのと同じ3つであります。

その3つを根拠として、本請願の賛成理由を申し述べます。

この請願は、市長等が「議員又は委員会による条例の提案、議案の修正又は決議等に対して、質問をし又は意見を述べることができる」ことを議会基本条例（案）に規定することを求めています。その権利は「質問権」と呼ばれています。

さて、賛成理由の1つ目です。議員又は委員会による条例の提案、議案の修正又は決議等が事務執行上の問題点や法令適合性や制度の問題点などが見落とされて制定・決定されたならば、その執行段階で多くの弊害を生じ、最悪の場合、既存の法令や制度と適合せずに執行できないことすらあり得ます。そうならないためには、条例案、修正案、決議等の審議の段階で、条例等の執行を担う市長等からの質問や意見を十分に受けることが不可欠です。

賛成理由の2つ目です。議会基本条例（案）の第8条2項（つまり、「政策立案及び政策提言等」の条文）では「議会は、市長等に対し、本会議において可決された決議及び採択した請願を最大限尊重（中略）するよう求めるものとする」として、決議・請願の履行を半ば義務化しています。もし、「質問権」を認めないならば、これは一方的な押し付けとなります。

賛成理由の3つ目です。質問権が行使されることにより、事務の効率化や議会と市長等の円滑な関係の構築が進み、また、議会が「真の議論の場」となり得ます。議員は議論を恐れてはなりません。議論することが仕事です。

以上から、「質問権」を認めることを求める本請願に賛成するものであります。

パブリックコメントにおいても「質問権」を認めることを求める意見が提出されております。議員の皆様におかれましては、市民の意見をしっかりと受け止めていただき、「質問権」を認めることを求める本請願に賛成いただきますようお願いいたします。